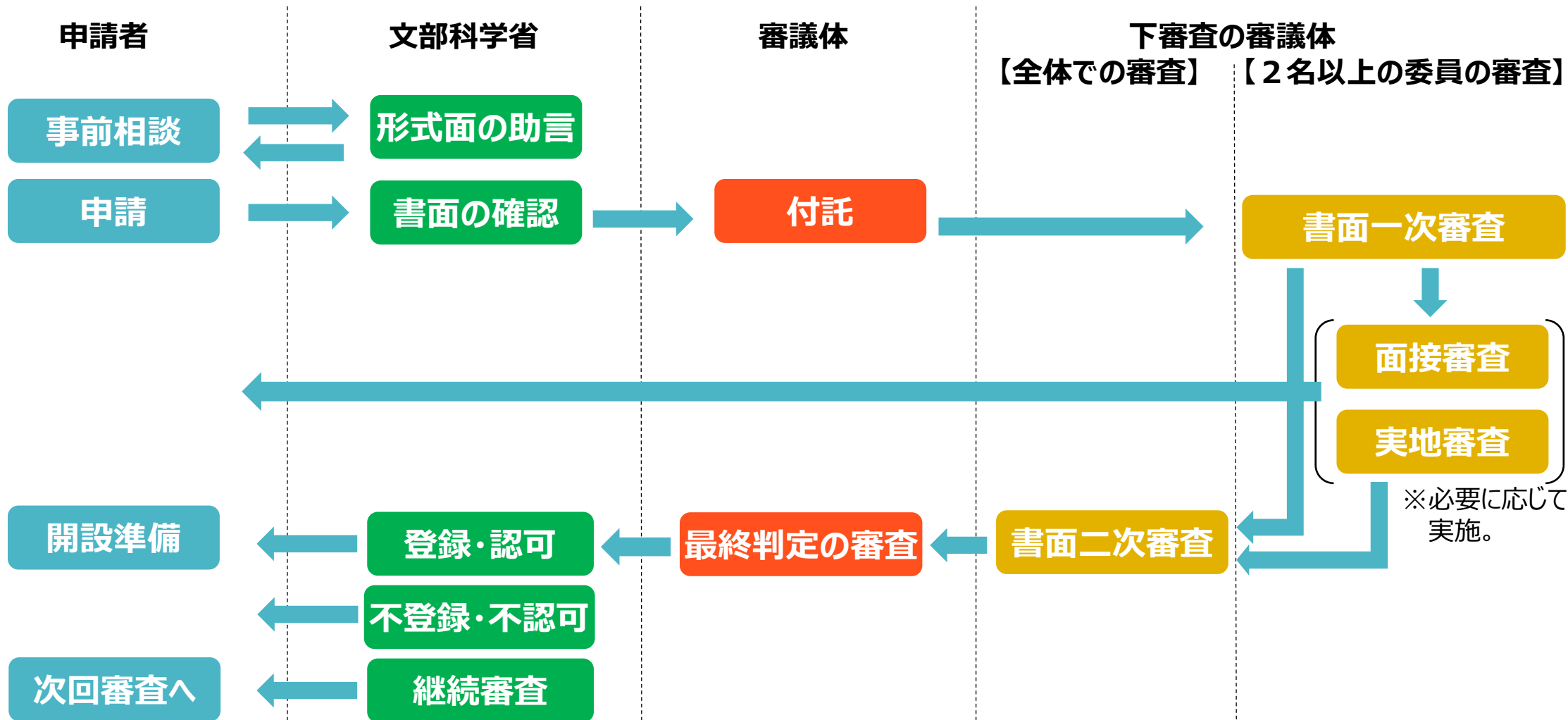




登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関の登録審査手順のイメージ図 (案)



- ※登録要件への適合性の審査と同時に、研修事務規程や養成業務規定についても審査を行う。
- ※登録実践研修機関と登録日本語教員養成機関の両方の登録を同時に申請した場合は、審査も同時に行う。
- ※直近の審査で「継続審査」の判断を受けた場合を除き、申請には事前相談を必須とする。
- ※年2回の審査を想定しており、不登録の判断を受けた場合、当該審査の次の審査のための前相談・申請の期限には間に合わないため、再度の申請を希望する場合は、次々回での申請に向けた準備をすることとなる。
- ※研修事務規程の変更の認可や養成業務規定の変更の届出に当たっては、上記に準じた審査を行い、法令への適合性を判断する。
- ※登録は法人又は個人に対して行うものであり、事業譲渡や継承等に伴い実践研修や養成課程の実施主体が変更となった場合、新しい実施者が申請を行い登録を受ける必要がある。